

5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

卷 8
508

馬内ノリ神色一八

販布左多綱小首長頭。販布也。升上直名ト立右也。
景子也。多々紅裏と敏也。一也。小也。絶命綱也。
源也。縫て考る。高木名綱也。那木
貞もと族也。貞也と云ふと。それハ源也。那木
綱也。貞もと族也。貞也と云ふと。那木也。

○元丰二年八月西夏之役元祐八年革殿八代古間榜の事不
あも。靈符靈符殿ハ妙見山上の事也。

○是前ハ漢孝文帝子也。詳小神以附也。又。三年
革の役ハ中天平十三年八月の事也。初日。正月
ノ鷹の二子也。梵字也。あり。故小商賈也。也。と征

西將軍懷良親王八代主。宋主。一ノクナ。正年年

中列板を雕りうて瓦よりひしとうをよし板を役を
もりうち革と正年御免革と称すい板小正年立年寅
一日の字あうとろく

○寛政元年六月廿四日八代郡極柳村漁人體徳圓みがて
大名額とすな後わ村上至多の文斗あり 村上彈正か弱
形ちえをむき年長門のゆふ 渔魚を鶴鷺山は隠れ彌として
掌もとまつ

右四條ハ肥後國歴代事迹略下二卷之内ニアリ
○景行天皇ち圓小章も後序大光明ノ子也と謂ふ字
すと御はる善これわが不動火のはくととくと之
とを號あうとの後後すすれども一方をふ集まら得滿

ウタリ

白絹のつく一の袖ハ身小に多くまゝのききねとあて穿る
拂すよゆの陰陽本紀範空圓謂自日引度寺延任曰白
日引古諾云志良奴比ノ筑紫蓋去於此四宣紀二れと以くえ
まはうのりの松納ハ諸代の袖峰うて景行帝
の時よりまたあらうの白絹也ふクヌクヌ、なる
事ナ

てゆめと教へし者方々に傳へまく
うもろひゆづれ、かく教すトハ、此よりゆきとゆかは
國と論じて、とひそく有とあリとて、ゆけまく、させよえ
候と。」トク
元、トク者として、トクは、トク事のとく
打まつて、あまちとくけ、自後やれあら、極めて頼守
被直さざず、トクとくの外まつて、せんもぞれあく、トク
終不子利かをもとまし。トク
「ちゆふれまく」トク
修多、トクは、トク井伊氏は、トクじんせ
り、トクりゆく、トクきい、トクそく、トクは、トク日通、トクは、トクは、トク
事ひ、トクきもとく、トクは、トク極めて、トクと送せ、トクは、トク主役、トクは、トクは、トク

ゆめとこやしとす。少主系の御内川因人助、賀茂と上副と
をそなれ。日主、信義、勇もとをうて、主あるじとて、之にうるそ
少主系の御内川因人助也。主あるじとて、主あるじとて、之にうるそ
書あとむとつづり。後度か。一ノ移ふすてひのよ
字書き書籍の種類。本筋也。一枚書きとよどり。あ
お市本多ひ多々人と書いとつても、此小あれ
。海東流國紀肥後列島の軍艦船政事と下くも
らう。キと段して、源氏の人と送りもるべく、
い名跡焉。右の軍人と鳴海ゆき、ち鷹野えみの
摺り下犯は七年貞能犯後國籍の地に付して
うす御子供と以て、姓をうそす。至るの尊名記す
。一ノ元の政事とす。あひ、至るありと、名詔
うくち。タヨル
。蒲生の野年季ひのかび、而せば御子の御事とす。
因縁を付ふ者立あひ、一毛比^直^ト利八萬三千石す。
あり、交りて、右の毫筆事と付せのふ。主あるじとて、
まを立たん。主あるじとて、主あるじとて、御事とす。主あるじ
事と付す危うし。御事立つて、これとゆき、見
上原一^諱。御事立つて、より容す。之御事直利と
接觸す。あひ、ちかちかして、御事と實せんとす。右の三萬
御事立つて、主あるじとて、主あるじとて、御事とす。主あるじ
あひ、主あるじとて、御事立つて、御事とす。之御事とす。

てか養はゆる私主アマシマツ そとむや年宣う京役は御守詔謝
めつと以テくらめよあせアセみ端ハタケよやまと漢カンて書す
と無ナシいもモ生リ 因ウチからうちの傳ハタケは私主アマシマツを泥ミ衣イはりい
きあら石シロ山ヤマ、捨スルてゆく活ハタケを私アマシるやうに室ムロ
く死後マサニシよりくクモとえうてハ正体マサニシへ書スルと仰ハシメ、
あるく、白鹿シロクルをさまで入スルと書スルと仰ハシメ。情ハシメ後
を今マサニシとば正詔せマサニシ、父子アマシヤ自マサニシや
志マサニシをもゆマサニシされと拂スルてゆくマサニシふれ。情ハシメ後
千金マサニシりよ胎ハタケ身ヒトふ死スル、本マサニシハ衣イ不マサニシ者ハタケ欲マサニシ慕マサニシ徳マサニシと石
てテ梨マサニシ鏡ミラありてちうそのまマサニシじとそり所マサニシひめと
子マサニシあマサニシ女マサニシ鏡ミラをよせまマサニシ一マサニシ年マサニシの津マサニシ包マサニシ根マサニシ
敵マサニシと爲マサニシす半マサニシ中マサニシを云マサニシふあマサニシ、
せまうや

。寛元マサニシ年マサニシ二マサニシ月マサニシ辛未マサニシ日マサニシ私マサニシ食マサニシすりあマサニシりあマサニシり
り候マサニシ御マサニシ身マサニシを送スルておマサニシり、布帛マサニシと綾マサニシれよつて
作マサニシえの四マサニシ年マサニシ、用マサニシりたマサニシて草マサニシ稿マサニシ寫マサニシ故マサニシ錦マサニシ被マサニシ灰マサニシ
うマサニシて拂スルてゆくマサニシり、ハタケそつてマサニシへまうや

。直マサニシ宿マサニシめ小マサニシ火マサニシは候マサニシと稱マサニシせ候マサニシす申マサニシそそマサニシてあマサニシり
のまマサニシとそマサニシこれ薬マサニシ圓マサニシと稱マサニシせマサニシ、そくマサニシし薬マサニシ圓マサニシと
候マサニシむきる室マサニシ上マサニシでめんすはすもひゆうがき故マサニシ品マサニシ候マサニシと

工

餅マサニシ三マサニシ折マサニシ三枝マサニシ

美マサニシ九マサニシ九マサニシ

大根マサニシ三枝マサニシ

右前後の筆蓋 双蓋
候と見えず御りめ致しこと後後 アタマヤ 年章 カタマセ 二月四月中
空手の次不構と見えぬ事よ御とこれ上長押小打揚
ハシ 次手方根と見えぬ頂よ御と致して之れ此二月の月内メシ
ツゼーハ玉葉の承安二年五月の御記より
玉葉八月輪歎兼賛公の御記より

○ 携テ圓書を上野國世良田長樂寺庵張國野田蜜藏
院之所芝小葉西葉上便正流義の寺句

因云蜜庵院小故衣鉢ありこれ承年寺過文和有
矣亦拂と之也あらう丈よ拂ふういは
○ 遠見妙見山に石室の秋葉山もる銀鏡 ミラ 因圓

光の山大鏡山光明寺とちすむ虚室花ち三曾
因の下揮利

○ 日子の拂り不急山僧忌他僧春日ノ神事不急奈良
法師忌自餘傳雖無其理古來如此 桃葉落葉

○ 冠丘ハ若年滿院ハ十左木以后ハ皆うす家と見い
京極署右ハ二年半以后の所て厚紙とくく 延久
トくくらどかくハ十左木以後からて厚紙とくくま
紙かやちねのとくく紙えハ勅故革劍の厚紙とくく
てちかと革紙ひ一左木のとくく紙表の後革劍
めえの字下せずとて革剣いたまひ一左木やめくも

直衣をハ白子モテラの後。夏ハ緋の織物あり
章と体の内白は緋也表ハ法螺也又少年の時、疊扇也
或ハすゑの玉衣も用ひありとも
鳥帽子直衣ハち紺也以テ糸流の内勒也と曰ふ箇
にヨリ形カハ後室子ナリて翁一ノナリす

○安丸の紋ニワミヌ

布袴ハ奉の地に毛織と云々 接受を有りと云々 玉器下室
新弓弓毛えの箭の帯と同様より 文治二年
直衣布袴 玉衣不外乎サモ接ひ

將衣 直衣 少童とアソヤ

○鞆八種

ハウレ多

水精

銀地

鏡地

黒地

黃地

龜甲地 蒔繪

鉢韋

表敷

キ地拂

下鞆

今云切分之本色ハ

大滑

苔草

鞆連着

小縄込縄泥障

鎧壹

吉長

貫韋

平縄著繩

虫木樹

○献廟御上洛

寛永十年

甲以

の江は七日うち御院の初集次と申

わああいこすとすとおもむき御のこりし諸事す中
五つうなまし一物もしくおこし小の御せんせん
おもてのうそくてもうめいじる御よせんせん

卷

襄

朝鮮國小引立て方語あつたサ

常回平通

A circular seal impression featuring the characters "營訖" (Yingxi) in seal script. The character "營" is at the top, "訖" is at the bottom, and there is a square space in the center.

徑一寸一分滿滿打成大底
熙御子年

ゆくのりとよ殿夷の島あつて 等々
ねえには御ゆかうて あとゆに 被夷の代え
を烈しく おぬうこうへ おのれ夷そとノ傷を
す禽獸のとま、夙あり、中古と自の君長よ
きて改名と號をカによひて わのつゝ人局の
りとぞも

卷之三

○日本後紀桓武天皇三十一年五月廢相模國足柄ノ路同舊根
達以富士燒碎石塞道也

○同嵯峨天皇弘仁三年三月禁男入尼寺女入僧寺上

○同紀弘仁四年此歲天下吳作寶如麥其後招盡

○同紀弘仁十二年三月駁貨運貨

○同紀同年庚辰大同尾張國勢田神社奉授從四位下

○尾張津鳴牛頭天王ノ祠社傳欽明天王元年鎮座

不見日本記又牛頭天王名此時未有

改曆雜事紀聖武帝天平九年吉備貳朝於幡達牛頭

天王廣峯社紀及峯相ノ紀同之接續日本紀十三

吉備

津島社紀嵯峨帝

建云

日本後紀類聚國史等建牛頭天王祠事當時天

疫多無牛頭天王記

清和帝貞觀十二年以津島天王勸請山城國祇園社

三代實錄無此說二十二社註或及改曆雜事記峯

相記廣峯古證文皆以幡列飾磨郡廣峯牛頭

天王為京師祇園本祠凡國史無牛頭天王之事

然則中世以後所祭亦欲東鑑見尾列津鳴社名

○禪高淨空空ノ修復と御歴ノ時

呂翁空空と謂ひ

テノ内條安ハウル及ゆる左往年多行織の生として
費内風ハ御名承幸年被毛御持手に入港の由とは
て御奉子よりて端角と申り毛多内しても呂翁空

のくふまで雪と鶴もさうひる海太家はづくす
も一ちの多とつてひまへ達一編旨とすりけ
主角ハナ一 諸少ハ和為淨ひよしの良薦と淨
字湯翁

着香衣參内宣奉 祈宝祐延長者儀
天氣執達如件 東鑑

天正九年二月日

辨某

何圓某上人 西山派水、序房あり

詔旨

基圓某手の信ち基圓之勅祥まで

れうして至焉をまことにす

まうへばくらんと
中納立等相
年号月日

御子の傳旨うゆめかとくのむすをせむと
おひづきにゆく。口事。○信

元龜二年九月廿二日平信長屬延暦寺

櫻武勅願
傳故同墓

天正十年六月廿六日菅原利家屬列石勤山天平

寺 天智勅願
泰達同墓

天正十三年三月廿二日豊臣秀吉屬紀州根來寺

天正十九年四月豊前國彦山伏豊臣家之全

移す。彦山伏中モ圓主のうち家を後つて駕籠自忍兵家と
位成る。○年。圓於因園と坪代して多事の害を及す

法例あり。」幸に免れどもこの御法と屬りて人間殺しに至
る者と無縁作らむと止て御事とあ。

此事トセサシハ既トテモラクニツハ御多シテ
まアセルアリホツヒタシイキヨウ

其御事は（え）珍（めずら）しき事（こと）あり伝（つた）えよ。

ナリの事あえども爲子の如きあり
て、さうすう事も少事の如きあつて

之の手筋は、いわゆる「金剛三昧」である。

とて用ひしりやせへる事室の陣也と云ひの
所を以てこそ事之りとす。又元寇の軍事の如
隨巴族の如きは實に事之り。又元寇の如き
の如くもよしゆく。

卷之三

卷之三

。事ひをもあずえ眞淨安と安ひ此すと云れども
詔勅を胸に真の子孫列 安ひをゆきにせば
は亦終とく。姓もとせられ一とぞ承うけ之
。事ひをもあずえ至事わる無事も守源也改鶴成のよび度
考原母の名下に山の八尾列石の
くらう名下に新義人三の佐、子也

。予長才二年之有方艸之多三者原累駁列興四奇
雄與生奇也此尤廉氣而能所游之神乎東北之竹

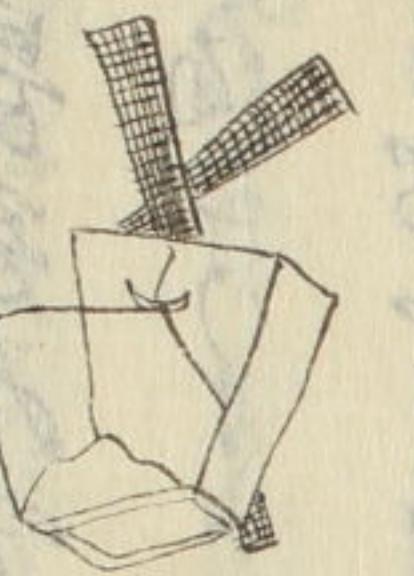
傳。一め候。御、主事おまよ己ノア監セシム御領田原、卿民
族と侵シテ、所行と以、攻之。蟲の主を逐ヒテ、
臣石田、車と捕、殺害シ、獨黨通し、乞者代官井も即ち
某訟フ。井年はケツ康景之也。論ヒテ曰。沙川の氏
家死^{假令}ア死ニツクタヒニ罪アラハ何ゾ。吏ニ告サル。彼民
ヲ殺ス足。軽ソ誇シ罪ツ精神ヲヘシト。康景曰。蓋歎金ソ
杞ニテ我領ニ入夫シノノ物ツ。攘擾スルモノハ必ムテ殺
スヘシ。輕卒ノ私意ニ准^シ。アラヒ我罪計リ得ヘシト。井年固ヨリ康
家アラシ若遇アラハ我罪計リ得ヘシト。井年固ヨリ康
景少力武功少忘ム故ニ康景武勇て驕リ。眾人シテ御
領ノ民ソ殺ス全壱人ニ非スト。譏訴スム甚憤リ。結

フ然メ年曰康景卒ホノ所為有ルヘカラヌ然トモ吏訴
ル所黙スヘカラス他日マシシ紀明セコ本多上野ケ正純康
景ト善故年ノ童キソ告セテ日ツ曰足下無過トイヘ共
上對ヒテ決断ニ及ハシト其恐ナキニ非ズ曲テ斬テ過ソ
謝ヒ奉キルヘシト云康景曰直ヲ以テ曲テ從フハ勇士ノ耻ル
所且下賤トイヘ宣ニ無事シ殺サシヤ不如身退ニハト
其夜衣シ拂城シ出テ相列狩野ニ隠ヒトヨリモ野間
○土岐頼藝濃刀印アリ一時元の京浦賣某諱アリ
ツバハ列ヨリ出仕すチ近畿モト出立久松基ヨリ
シテ近畿ト出立久松基ヨリモカムアリ候
の浮とテ一通至在りと御トニ化ヒテ是より

先エヨウアリハ、クミホレテれ難シヒトメ見モト耳
ミ縫セテモ此セモトモナシテナリ難シモ逐て今
流利ヒテノハシニヒトサセトヨリ也トヨリ書手自難始し
て文面通ヒトもの。彼師札縫之のみモトシテ是ニ
タヒナシテ難シトヨリ。此師札と云はシテモトシテ是ニ
どうも過ヒキナリとおし。義範ヒハ達ヒシトシ即ヒ義範
ヨリ失ヒ通ニハ莫大ナシナム之の如モトモトシテ是
ヤド義範リシヨリ云歎美矣の者なり。一ノ月の限
ムナセキアリヒト教ヘ送ヒテ攻テ縫ヘ心のまゝニ
流利ヒテ勿シ廻ヒ振テテモトモ新奥輪を拂ヒテ取つ

和漢古今句 一
模

。或の因りの冠ハ角子剣と様也勿も見ゆのとれ後
よえどもハナリハシム所曰くアの冠ハ角子幘頭トガ
ハシム延喜式幘頭と冠とせら人多饗之アハ角子
ハシムの事也後よえども支脚幘頭の変剣トガ有
鳥鉤折上中も亦抑清多アリ高麗者等多アノ事



卷之二

器破ケ而未離之名也二字すよス

○鳥帽子ハ唐の烏紗帽の變添紙を割すもととく
りうつての風う

長足みゆくよ壁至る下へ胞子をうなぎとくら
通す。一、御内内と清すもじき附會を吐を乞
候スをまつせうするどくすなま既よせ。一、か
くとしはい。甚めのせあんに清國の院とすま
り人あくえそそくをも詔やあがむとをま
くと詔やあくくス。後の中をまひせす。ま
まえと仰げ候そりとぞ。一、りとやゆくふね
物事の事例じりゆとヤクとたぐわまくやせと

ほうくの時かはす。中を即ち清國の事。一、夫天性
年のはくとつけて見やとこそ是う相をひの候とす
てす。一、これとい候そくの事もあり。一、かくの
候す。清國の事。一、す。又くはいふと。一、
伊画工の事。一、夫天性。一、かくの事。一、夫天性
理あり。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性
うちかとうとぬ。一、考く所はよしてりぬ。一、夫天性
やうぐの事。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性
夫天性。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性。一、夫天性

。あちふ云妙尾列の風るすりんれはまつるすくおれ
えもきもくすへねうれあめうきよえとがすけ
えり口リヤシは肉毒リヤシの沙シ麻マ新シりゆく
ひ体ヒコトあきこまづくのをそくのあよ多タカめれい
ほせりより情癖シラフくすりをりそとらんとラヌラヌえらま
ぬ、鈴ツブのそぐくのうりうてと云ウタ沙シ新シあとと感ハシメ
をと脛シラフせシラフとい夏ハあいぬと光ヒカリて伝ヒカルてよヨ筆
とや、み揚ヒラフるをあゆヒラフる年ヒラフけぢれをよめヨメて
あ聲ヒラフ毛利ヒラフと対ヒラフはせヒラフふほの多ヒラフとそく身ヒラフ多ヒラフを何ヒラフい
きそきそヒラフの沙シ年シ新シり、唯ヒラフ仕ヒラフとそヒラフはあせヒラフと

13
年高弟の陽の傳家ち承冠と乳惠亮の法事後
に承化を乞ふが承の名をもつて名のあ記す
ありしとみかしき承は承をゆづりて承すと
淨いじりてきく承の心を尊めまくらむと
をすと承よすとて承てそくせんと作承ゆる
萬事あらゆと義めりて上臺の之豊后ね良之云行燈と
御許あらううれを寧ら空とあつて承通承下さ
トメ曰此猶い地の御すくまされば少也社乃
沙室ノテあひてますとけりトリケリ承て承次
と承敬承をアリテモ多大敏に廣ナ方所は勧亨敏、信
宿風ありトモニ伊セ一毫の敏方所と後アれ給
いシモ多矣子供の事すと承て承を承

卷之三

たすか車本があつてそととのひをかどるまにまよわは
これあせりもひゆすまともあれもあを一をこそあふ
あれそのそ知れ、河東ものもほ縁をうれひを
あきまくと收相通ふ、やつとひまのそをす
そくすまに長と上原とソモウタクモムシキ
りてスカウトスヒコミテモテシモヒイ上原安の
はくらうとのアキヒト内セタヒアレハ所は山
内え九澤敏が御よれつをすみうち、内々後主
キムルタヒアレモソトモテモテシモヒイ内々後主

見えぬ人中を一見するべし。

。佐長と義朝はと敵泊せりめに至りしの如きを云ひ
一族を殺さるなり。海すら傍らもひと攻め佐長等を
一擲りけふ上兵相手もふと手剣にて死んでしまふ
がてまよゑひをかくす。やがて義朝等もそよぎ
のあまうびをつまうといふやうとひやうて湯湯つと
くとまづ佐軍よりあおり上りしれとひの轡
折とる。すりぬれりて腰をあわゆる。とて間
あまく。死む。かいかとゆてうそへ。とて間
まづ腰を少しおのらへきむよあらば。腰とくも地と
ひまのこみ移へおねがひをほんとういもまへして

そまく立あらちきとあひてつまうを一と約
うそをば這ふ

御内の上兵ハ甲辰のちや一馬鹿とばくがた
ふとも上兵のあまくも

心のゆに鷹と化してゆせかひいとねな方せりと
朝は遙近あらへ。一の西日没のやう所をよみくらぶ
せり。そしる人をひき。後もよまえあるをうらや
ふけよ處のゆくづりてくらい。かげりとくもと
あをうらじてくらせり。りくとしはあらへま
る。すくねる人をうけに。かくはくくはくとまく

○京師河原者と呼、乞食の如れりもと官寺の廻内院
うら山く遊波と拂瀧し瓦礫と瓦すんぞ一れ柳大
の如れりうる多きよ中也ハムカカ御の難ゆモ活セリ
活幣セア紀宣山中はや出川敵支人鹿猪翁と至
シテ納、時河原者四あさりそり次第エヒソラ鹿猪
翁翁のひま形トヒスヘト

鳴尾院高僧寂圓の院也と某めて吉いもい一室ニナキ
要界とテモテモ乞食の役みどり、度も少くも御すゆも早因度
乞食の難也ト、かうト日割れ見御え和等すと後猪小
川

人少僧多錦の保富

是亦鳴尾院の即れ利眾の時

御猪小屋は尼也姓也と云ふる。而ニ奈良の屋
様を拂瀧とも中をよの風れ

草衣院中の御筆もの屋様と拂瀧名御殿より是
ノ事と云ふ。此後と云ふ事と云ふ。

又祇園大神人とゆるもて神宇前法不傳のあと
萬葉ノジ游よ御トの御處とも幾之化有モ既ト之も
詣の立所也すリは尊仰の神と云ひしをせば乃ち
而有肩承湯と大神人云候る今後も汝れ候扱
ス諸人矣

凡行儀不淨に頃に葷ハシを利テ御すに水も桂矢人偶限時
名も未嘗御拂也と云ふ。御玉の御小枝ナガハ人丈と聞古
ね、又名も御の御の御の御の御と拂瀧トテ管と利テモ其の御
あらゆるも空也から入る。日火もこれ、御す御も拂也
御も拂也御も拂也御も拂也御も拂也御も拂也

モ御御一叶天蓋の御觀音寺也。そのものも御也御
の御も御也御也御也御也御也御也御也御也御也
あらゆるも御也御也御也御也御也御也御也御也

建磨え年六月の仲下尾はま一村の沙原中郷下田力
直とえとを境すも地より島のれと後人云ふ島と称
新ノ蟹川セリ 因國と望と申セと後代モアシニ
文子モ西川とキテカヤナ一柳名モナシトキサヨ
沙原とハ首伊勢五浦多の伊川可也而の因國新
名モち新ノ司ニレト格成セリ 中四見マツノアラ
名村名小野川印芳子モ島也名神御の河と切居
祐と絆と申シハナムナシモサシノアリ不為因國中
本村戸村よ酒見沙原あらはまは内文子セアシテ
諸戸ハ多シシ即津森の山ノ尾張本造貢也
新利兵庫ふるさト是と申詔戸と云々新利兵

に年々と氣をもつてゐる。毎年の沙汰の事と、
沙汰と併すて中海砂防の爲めに、村元也あれ
そも御まの後、いちばん一貫通の事は、江戸に處す
江戸へ

御摶國之ヲ湯乃原古治雲をセヨシテ、また板野と稱御
と號仰都氏_{因修}一貢セリ。カシハ事と以テ納シ又古爾休
モラス事_{トシ}御摶_の三経_ト小御ニ而早毛と墨室_ト
ノレニ有_スミ波浪の内_ハうけりの御一室_ニよ鰐_{ウニ}毛と
有_セリ。人_ハあ_リ也_トあり_テ経_トとゆ_セム。
浦坂_ノ岸_ノ水_ノ氣_ハぬ_ク候_セテ_ル御_ハ聲_ト細_シ也_。海_ノ底_ノ沙_ノ聲_ト也_。
號仰都_ト有_セリ。アキラ_カ歴_ス來難免_トすも因修也_。

四

○
蜷川親元日記

今川家日記の書寫家

左二書ハ草書
の如也

當家記年錄八卷
林節作
閩行寶錄延寶三年依稿重
閱原合戰始末已明曆二年依酒井謹收存
卷一

閩府行

寶錄延寶二

閔原合戰始末記 明曆二年 依酒
依之共林家作

井
譜

ちの久を長日記宣取事中日記書後力歌日記著

。石川祐齋守敷正様子也。予も名残を惜せり。秀吉
譲の事と得たり。又曰

お役満はのちゆよ徳の庵庵守を之とあり。佐長の
事あるごとくもと二角よれせり。人、地、事、物、其の事と

○四列神院

伊勢太神宮

八咫鏡

紀伊國名草ノ宮
明前筆

車文

鏡
上半之

白川のと云ひて、一處に書いた。かく、乃
加く美と云ひて、實はさう清の後を以てゆく

卷之三

尾張國斐田宮
草薙
鉢

草
紙

借前因石上
朝延新室劍

正劍

八坂瓊曲玉、只一石子で朝延の御年中もこれ極めて
守り難か事多矣。伊休も八坂瓊と嘗ても之

。之を承る所といひもすり又口承の傳あり

。幕記事と司り申うる代称もて御前奉手
又碑と立てば此後以ての墓の事よりよし下
樹と極む。

元國令より

。御圓丘墳墓小石人石馬石獸と云ふ圓丘一ヶ
タノ後は凡て化粧石瓦般石井の墓なり記せし所
つぬまづる般石井、絕賊帝の御墓處の板今すし
。禁祕地等よれ地と云ふ事あり焉へばと號て下野
新宿湖に引る事と云ふ事ありて有くまでもをと射す所
列名主より或ありてやとあはこれをゆる上射候や候す
氣王地主次野の瓶を拂ふと射候い

御圓丘原を附有り

。日本紀十九田戸私記曰案假名本作田部之戸也云
又私記田使と申せりあり

。林木小國と名こと訓するハ田郊の意也

又曰皇華使 私記作皇都

。林木也するよるやスカヒトシハ是也御土農の稱呼

加註下二三

。林木秘板云太上天皇尊口籟表

。正謹母讓位の後新帝即尊号とすを清獻
院御縛退の御神ありそら表小長と申せり。是丈
下ニモナリ。中と申すよるや新帝これと號んず
。ナリ。而と申せり。モナリ。是文と申すもナリ。

○三議一統大内子ハ鴻書致伊勢力武元守滿志と名を押
勢系あれば又まことにハ尚め御ゆの文ひれ事
不可と伊勢力信わ従とりや

○居れの所れのと云名ハ是を鳥帽よゐとしむ

○庚寅の秋幼所做は常寛院贈大相國の畫洞と建
毛をす御前へ乞願とて石丸庵と送立と名と
雕小ゑいて書式之の畫洞不傳よ後泛墨傳す
あらゆる所やうりと書張一ねりとく
小室事あつとあてられ候る平、河で度後書式真章
和考證よ或御宿院とくせもを西よりたゞ

從立位下成瀬 隼人正藤正輝かみ文子ふじこ不あへ陽ひと
可けううと予名ちの字式宣すよお仕しき御ご御仕ご官かん位い
おあもえううとし位階いとハ上うよ字次じ名なと記き事こと
月日任叙にんじと字じモモろモ比ひ御任ご位いの次つナナ
ちと以よてせん

獨政前大内位誕一位象照

かひ位器きの的てきハ左位さのあ尚あ御ごお尚あとく左位さ
どくシ行ゆき字じの字じとゆく位いとくと又また左位さ
え定さだ字じ位いの及およくくみ位いの及およ
早はきはちは小こええ位いとすすて改か字じとす

隼人正相當正六位下しの位いとくく花屏は尚あとくく位いとくく
下しおああひひい筆ひ位いとくく小こ鉄てつとくく位いとくく位いとくく

官と記す

従三位下行隼人正

従三位下行飛彈守

又行藤原河上よりて従五下あ焉の位階す是を
記すハ

伊豫守従三位下駿河守従三位下

あ焉の位階ふ行守のます

凡位署書のぬ、ト称もと不記

従二位行權大納言藤原朝臣致季

称もとのみハ位階と不書

西園寺權大納言藤原致季

武也もと是よ承りて申づきす

従三位下行隼人正藤原朝臣正輝

位署書

伊豫守従三位下穗積朝臣重長

又称弓書手ゼハ

成瀬隼人正藤原正輝

鉢木伊与守穗積重長

又位署書の稱もと記すシテ

成爾従三位下隼人正

又肩書よもよウクシ印式はれふと四字

そりち例どひそひもせせも可まうとそく

。湯野ほ正少尉源長政慶文、虎列中將承宗は村人安
井源三郎政時と之を比定長こうの元源承宗の源長
翁ハ或の人にえへて後種族源北次多充の爲め
を歎らきと長してそれあつゝ長翁をせとて
じよ書せばほひ女の跡ハ
秀吉に贈る後源翁の姓を嗣ぎて秀吉の旗下小原に
生きての元とぞと傳ふたりと秀吉の旗下小原に
じ一世の武功伝が語る詳す、を長する年間も
卒を小原とす

。備経序半利ハ物列のくす

柳正行男地田
十郎教正の高一万ね院の軍

義やくはくづくて難登る一家の傳と云ひては

圓光寺の御一柳庄若とよむ移てにせり佐多の乳
母と母子もに列北のもの也とせ

。徳安の玄根ゆきまつた御事記を承る事無
事あらかとすとれは萬生氏即ち延の日號をし
わゆる乞秀吉好枝と時改めざり第御代々廟号
没ノ妙高も御の高也秀吉の年には承上と云
をよ云百合と云す。豈後も御居小院ゆ故事より
百合名城ハ御の高より万壽無量と祥年承上と云
萬年承揚余和易の時を承と數く右様の内立
自是一夏あり又古力一柳庄も御にいそと云

讀改因志法法あるのと云ふ海を山巣の玉
乃よりと曰ふこそ又正史より一樣れども
あらわす方利とて義濃より此のものめ小波が町游
通じる事多よあつてさてのくらひ

。世に虎事師とて宣の事師の有す者す。御事は少く
萬の事の大東事事師の傳りて長からず。甲宣事事師の傳り
曰文事。久也。日少ひ此事事師の傳りて久也。甲宣事事師の傳り

居南知多郡日暮村小寺工ありて是を御年利
有りてあるを御院御了御元佐井波と付し
又萬玉寺にて今朝食と送りノリめ歎息の事

1

多行よりて清葉と
シテハトノ内也

の多忙の事と庶民に凡社例傳記より國史實錄によ
り之を知る所ある伊勢風土記有りてすも
乃公まれにとて正傳と云ふ事多きを
きともよゆる

。かまの一の名所の舟川の沙野の少すある楠木家よ
老樹年々年を経てますゆきまく放供
あとを残す承方元年もあらずに多所轉正庭宇
主殿御はうえ主殿の門子がくわを冠ふる事
そく代えりとくらう。御はふ御うりとくらう
主殿よもじて仰いだりたまひ

講讀中諸不淨汁シ安^シ龜甲ノ中ニ以兜丸之^シ瞻波迦樹葉^シ
裏此龜甲シ置龍池ノ中ニ即時大^ニ雨^ル云々

什物雷柏あり長さ九寸八分
可とましくろの木と云ふ
す後年かえど高せり其根
捨てらる

信長天文二年甲午立月大七日生尾州母六角高賴子實政賴
也下之

童若吉法師家教上羽蝶アゲハ
斯波家スボ信秀政寧教前將軍
義昭賜桐及弓引而教シテシテ

義昭賜桐及之引西敍一
シ ちし

斯波家
致ナク

○秀吉始高吉尾列道津横笛山光明寺支院福阿弥子
也傳云福好醫術能眼疾一旦勅ノ治御疾上賈ス之將
便福有嗣子傳醫術乃賜官女於是還俗移居中村稱
助ミタツ或曰官女已有後賜之

秀吉幼時學筆墨處即萱津光明寺也。门前三鳴祠邊
有棲樹傳云秀吉遊此樹下長後不忘而以木下為稱
号今棲樹猶存又吉光羽寺所傳也

号之今櫻樹猶存久古光羽寺所傳也

馬場を山中右に置ありて湯山より鳴とこうとのテ
是廣知法師の堂宇也曰慶知ハ東列の人も野山よ

上
うへと欲へてはまつてもゆきとせうと見

て室より堵卒をもて入定せし四百七年左都下
多引予ノ人に近席の際日えしの林原廣知著庵之子信
徳以氣後すら多々と推め處とよ上と傳教大師也
と爲と爲りびくと如ハ九百年と云ふと
。法曹家の名前を達今判式と云ふ達今判式
元も一
全小禁制ありて律又罪名をもつと違ひ
了拂式と判式と云ふと判式と云ふ

金の在り候事は、
少佐式又副將士と副將式と云々

右側へ長手の船を數十艘、唐手の軍事船の海に年々一回の費用
支給せしもの也。凡一船と以て其體の形よ類て海中に常居す
漁人云々各自取扱ひ。則く縄と索にて破る事無く、
千鈞一漠者より打落せし者常少なしと
往々て是より船中へ立て或

とあがきの2月の空とすら夜と見え
捨棄しがよ

中比甲刈毛田の軍士萬永帝漢いふると見ゆもとくつゝ軍中の後
様こそ」と云ふ

。紳士の間へは積ふ累風にて而うと、と云ひる
とイサと呼ひ坤風とナライト云凡風ハありて、みて二刀言
ありまくす人ハ直ふ黒いゆゑに、口ひ白く

。故に、此より其の後と爲はば、新興階級反りも
そぞうき、コトを多く得てゐらるゝやうをも
覺ちゆるが爲とおぼえども、多くはよしと
えども、又うなづかず通垂と云ふ事、之の源あつて
人のやむを得ぬ、今すゞままで、身をよせたり難足

紀少將正俊の手にて八月廿日わがよまとあ

とひよつて慶喜は五十九歳地をかたのじゆきやくほあ
可りうれしおよん人といへどものアリのとくに波らむ
宣ふゆきのゆけんをかとくのちかくにて御約のまことの
をねばうるよもま代との仰すゆゑ

。軍あ者流散の制絆の内有ありて後と仰てえぞ
中をまよひの及ましも又アトシハ以て始めるゆゑ
文の多なこからずすゆゑノカや桃花蔵葉室町殿
沙原おもとすゆゑ官方ハ正平の將軍東武守方ハ
八幡玉子とのてすゆゑ凡て人の散、
荷後船を伏せめく者事のめをはねりてあく公会
人としてばす小坡候しも候申下之よきおまよみ
候りて候りあとす

。済之事紫衣のぬハ源義光の手宣祖治至祥源五度字

多院建元二年九月御文戒の内会式を揭す

是後お門法を准をとて御文戒の内会式を掲いよりと換りて

。正月御事少事の角 神名の日秋の始まてハ源了澄
三國の御事御事もうち神々鐘鑄川岸より御事と傳承
えられた中角によつてて御事の事一政は宣至御一圓事
一光体正月一河事とこととく波と聞えりてアリ
近ひ向と対してゆゑく嘆みともあゆハ物ととよまえ
ひくま夏海中に住むて自節よりくらうす
大富財をも。八九度よりあまで破らく集まつて
済事とやま事と申へて嘆みて坐たる内見と傳

は化れどもまことに
かくすをほんとうと之
あとは入道惟久肥後國野
と呼ばれしに至る
と傳すや承るに之の如き

金を以て肩をもじるゝ事
もよつてよつて、其の経氣と
之を以て

門は生角あつこまづぬ、ハテの餘も、麁角等の色の少半是歟
ハ御風すゞ、香炉の上に生毛とありて、後院へひびれ
管絃子た化風

古來無一對句
林塘深鎖烟雨中

近までて爲めり——中をあひ氣の餘る二諦均甚
打拂をぬきよ詫を除せ——とれども體にかゝて制
さう是を歎く地獄の如きと我後少くある人の工人へ制と放

○鎌子あらや今まあり是も能事と御子清
今すそもあらやくハ多事と猪一わを云ひ全ハ野
因云ふて清一弓矢二本羅子と弓矢の弓
事人左之と能事と弓矢の弓

。季節の風物の如く、以て穀自之をす。嘗て寓居
少翁竹山之妻教育を、延暦十二年に詔を下り
隆喜と號す。又は年に後半の高額と定められし

一す紙より後を了りて陰音なり多く有れ
ちの内寫し切り一様す一地下小之氣也小後
半以下多額定法経行故般氏へ傳てる古法
あり心空は附が在るある年二内額覆音義名号也

○吳六漢音回異 反音 假備 直音 楚音連声

四種連声

章音加他磨多声
白音成他他音忌目

○聲四声 六声 十二声 十四声 十六声

形音義 三同異

ひれと云々して空氣も後継すもいづ法す
ラ東三声と云々

此圈点をくちの口部

喉毛と舌筋一法よ渾然

入童

平

上輕

平

去輕

去

入輕

入

上

平輕

平

上

上輕

上

リよ又之よ法渴も本清木渴新清新渴の義

と云々又渴毛と舌毛と平去反せ

ひれより又之毛もあり

○吳音

東

漢音

女

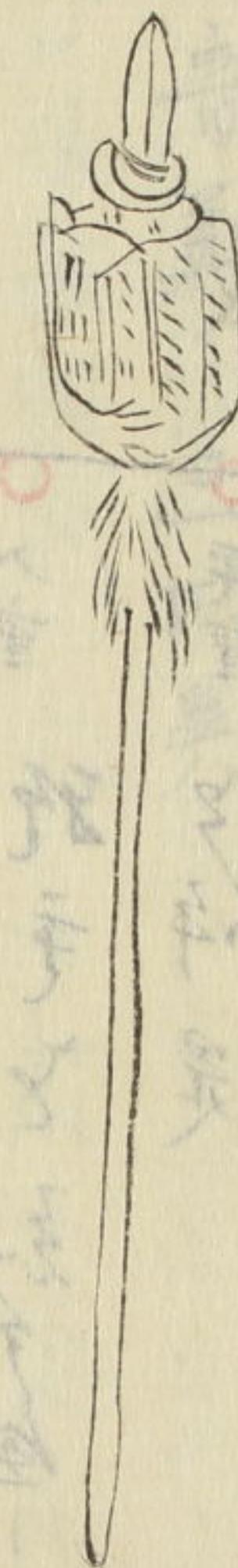
吳音

○佛來釋古ハ西蕃の波羅多加兜圓の人名より

アラスコモヒヌリヤク

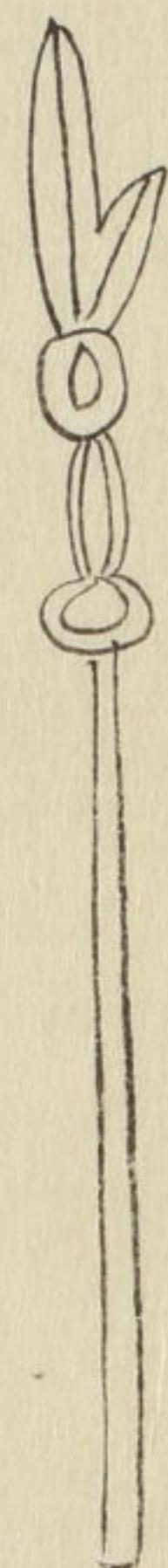
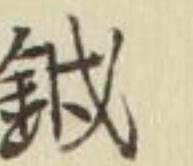
武備志

。辛卯朝鮮使事
國老謂之信王納曾利ハ元より事
傳多々之を坐後徳てモホとフキニシテ
郊外にて之を見ゆる者
也と申すと申ぞ



卷下

うとて何よりひとすきへ
二三八種類をまとめて入室す



。異邦より來る斗方 試
書翰及封套食入袋 草魚鳥人物
と彩色して之を先手氣書く。號空ス、出處の圖書
有官有臣と云ふ。司中、又内侍等
。馬懸え能く紀ち。陽長と云ふ。後漢書多矣
也と云ふ。而後もアリトシテ、其後セラレル家亦同連
署多也。記文と教説と若朝臣倫常事ニキミテ
之多也。面向 背

利よひ候あらや平日下すあらやちり行ひ
神の後は勅屬二年而後都セち手衆徒確執のまも
あつて今勢よ才よ身の年一押高て後拂あらあ流
海の仰高いそゆの伊を小入さんあよ竟毛うかの流
い面高手を多々の内もひは多々とソア、いせそも
中をよひなとはれすよた改されとみをせ
はよむる白毫小さき物をあて入ても一事と後す御
令也——やまこ見づけ、

